

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---|
| 9 | 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書) |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県は、母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還に関する事務において特定個人情報ファイルの取扱うことにより、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

本評価書の記載内容について、毎年度の見直しとともに、5年ごとの再評価を行い、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施する。

評価実施機関名

静岡県知事

公表日

平成29年7月26日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---------------------------|--|
| ①事務の名称 | 母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還に関する事務 |
| ②事務の概要 | ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦等の経済的自立とその扶養する児童の福祉の増進を図るために各種資金の貸付を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①資金の貸付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 |
| ③システムの名称 | 統合宛名システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還に関するファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の43の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令平成26年内閣府・総務省令第5号)第34条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | <情報提供の根拠> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 別表第二の26の項及び30の項、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条第1号ト、同条第2号～第5号、第44条第1号ト、同条第2号～第5号 <情報照会の根拠> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 別表第二の63の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令平成26年内閣府・総務省令第5号)第34条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部子ども未来局子ども家庭課 |
| ②所属長 | 課長 佐藤 浩平 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 静岡県健康福祉部子ども未来局子ども家庭課 静岡市葵区追手町9番6号 054-221-2993 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 静岡県健康福祉部子ども未来局子ども家庭課 静岡市葵区追手町9番6号 054-221-2993 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成27年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成27年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

